

第435回南国市議会定例会会議録

第7日 令和6年6月27日 木曜日

出席議員

1番 斉藤正和	2番 松下直樹
3番 松本信之助	4番 西内俊二
5番 溝渕正晃	6番 山本康博
7番 斉藤喜美子	8番 杉本理
9番 丁野美香	10番 西山明彦
11番 神崎隆代	12番 植田豊
13番 西本良平	14番 山中良成
15番 岩松永治	16番 土居恒夫
17番 有沢芳郎	18番 前田学浩
19番 岡崎純男	20番 福田佐和子
21番 今西忠良	

—*—

欠席議員

なし

—*—

出席要求による出席者

市長 平山耕三	副市長 村田功
副市長 北條邦寿	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 松木和哉
参事兼財政課長 渡部靖	企画課長 田所卓也
情報政策課長 徳平拓一郎	危機管理課長 野村学
税務課長 高野正和	市民課長 山田恭輔
子育て支援課長 長野洋高	長寿支援課長 中村俊一
保健福祉センター所長兼 子ども家庭センター所長 藤宗歩	環境課長 横山聖二
農林水産課長 川村佳史	農地整備課長 高橋元和
商工観光課長 山崎伸二	建設課長 橋詰徳幸
地籍調査課長 吉本晶先	都市整備課長 篠原正一

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	濱田秀志
会計管理者兼 会計課長	竹村亜希子	福祉事務所長	天羽庸泰
教育長	竹内信人	参事兼教育次長兼 学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

—————

議会事務局職員出席者

事務局長	野口裕介	次長	門脇智哉
書記	三谷容子		

—————

議事日程

令和6年6月27日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和6年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第3号 南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第4号 南国市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第5号 南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南国市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第6号 南国市公園条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第7号 南国市税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第9号 南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 市道の認定について
- 第11 議案第11号 南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約の締結について

- 第12 承認要求書
第13 議員派遣の件

-----*

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第13まで
議発第1号より議発第10号まで

-----*

午前10時2分 開議

○議長（岩松永治） これより本日の会議を開きます。

-----*

議案第1号から議案第11号まで

○議長（岩松永治） この際、議案第1号から議案第11号まで、以上11件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西山明彦議員。

-----*

令和6年6月25日

南国市議会議長 岩松永治様

総務常任委員長
西山明彦

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	適当と認める

	歳入の部 歳出第9款消防費 第2条債務負担行為の補正 第3条地方債の補正		
第7号	南国市税条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第8号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第9号	南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第11号	南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約の締結について	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔10番 西山明彦議員登壇〕

○10番（西山明彦） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

第435回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第7号から議案第9号まで、及び議案第11号の5件であります。

去る25日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました。以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正中、歳入の部、歳出第9款消防費、第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は2億5,934万6,000円の増額であります。

その所要一般財源は3,284万4,000円であり、財政調整基金繰入金3,284万4,000円を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出で主なものは、消防施設費1,313万2,000円及び避難路沿道建築物耐震対策事業費1,904万5,000円を増額計上しております。

債務負担行為では、臨時観光案内所・仮設トイレリース及び運営委託料等に係る限度額1,472万2,000円を追加するものであります。

審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号南国市税条例の一部を改正する条例につきましては、公益信託制度の見直しに係る所得税法の改正に伴う所要の規定を整備するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、個人番号の利用及び情報連携に係る規定の見直しが行われたことに伴う所要の規定を整備するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第9号南国市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、犬、ねこ死体処理手当について、近隣市における取扱いを踏まえ、犬及び猫以外の動物の死体処理を行った場合にも手当を支給できるよう見直しを行うことから、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第11号南国市立図書館建設工事建築主体工事請負契約の締結についてにつきましては、新図書館の建設に係る工事請負契約の締結に関して、令和6年4月25日に一般競争入札を実施した結果、11億7,700万円で契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 産業建設常任委員長神崎隆代議員。

＊

令和6年6月25日

南国市議会議長 岩松永治様

産業建設常任委員長
神崎隆代

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第7款商工費 第8款土木費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第 6 号	南国市公園条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第10号	市道の認定について	原案を可決 すべきもの	適当と認める

—*—

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○11番（神崎隆代） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第6号、議案第10号の3件であります。去る25日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第7款商工費、第8款土木費についてであります。内容は、商工費関係では、連続テレビ小説を生かした観光振興事業費1億202万円を増額計上し、土木費関係では、公園費1,707万2,000円及び都市再生整備事業費（道路）7,507万円を増額計上するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号南国市公園条例の一部を改正する条例につきましては、新たに河原田広場及び篠原地区1号街区公園を一般公園等として追加することから、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号市道の認定についてにつきましては、本議案の河原田線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩松永治） 教育民生常任委員長有沢芳郎議員。

＊

令和6年6月25日

南国市議会議長 岩松永治様

教育民生常任委員長
有沢芳郎

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和6年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第2号	南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第3号	南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	南国市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する 条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第5号	南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並び	原案を可決	適当と認める

に指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南国市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	すべきもの	
---------------------------------------------------------------------------------	-------	--

*

〔17番 有沢芳郎議員登壇〕

○17番（有沢芳郎） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号の以上5件であります。去る6月25日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和6年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第10款教育費についてであります。

民生費関係では、障害者福祉一般管理費70万円、老人福祉一般管理費（介護保険）335万円及び乳幼児等医療費助成事業費1,778万2,000円を増額計上するものです。

教育費関係では、体育施設管理運営費1,117万5,000円を増額計上するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号南国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、主な改正の内容は、特定教育・保育施設等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう義務づけるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであり、改正の内容は、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所の保育士及び保育従事者の配置基準を見直すものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号南国市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、

さらなる子育て支援の充実を図るため、子供の医療費助成の対象となる年齢の上限を、15歳から18歳に引き上げることから本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第5号南国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び南国市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則の改正に伴い、同規則に係る引用条項について条項ずれが生じたことから、これらの条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（岩松永治） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これよりただいまの委員長の報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第7号まで、以上7件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号まで、以上7件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第11号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第11号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（岩松永治） 日程第12、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事 項 本委員会の所管に属する事項
1. 目 的 所管事項の把握
1. 方 法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期 間 調査終了まで

令和6年6月27日

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

総務常任委員長 西 山 明 彦

産業建設常任委員長 神 崎 隆 代

教育民生常任委員長 有 沢 芳 郎

議会運営委員長 土 居 恒 夫

—————*—————

○議長（岩松永治） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（岩松永治） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとおり派遣することに決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第10号まで

○議長（岩松永治） ただいま議発第1号から議発第10号まで、以上10件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

J A高知病院の産科存続のため必要な措置を講ずることを求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	土居恒夫
賛成者	〃	岡崎純男
〃	〃	前田学浩
〃	〃	西本良平
〃	〃	丁野美香
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	植田豊
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	西内俊二
〃	〃	山中良成
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	山本康博
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	西山明彦
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	杉本理
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	松下直樹

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第1号

J A高知病院の産科存続のため必要な措置を講ずることを求める意見書

J A高知病院は、高知県、特に南国市をはじめとした高知県東部における周産期医療を支える拠点病院として長年にわたり重要な役割を果たしてきましたが、近年の医師不足により、令和6年9月末に産科を休止することが決定されました。

県内の周産期医療は産婦人科医師の急激な減少などにより、かつてない危機的状況にあり、J A高知病院の産科休止の決定は、地域住民はもとより、移住を検討する世帯から「お産ができないところには安心して住めない」と思われるのが当然ではないでしょうか。

高知県は少子化問題を抱える現状において、人口減少対策を重要施策として上げています。その中で、周産期医療を支える拠点病院の産科休止は、人口減少の加速につながりかねない深刻な問題です。

よって本市議会は、少子化問題を抱える高知県として、将来にわたって、医師等の人材確保をはじめ安定した医療体制の整備等、安全な分娩体制を提供するために必要な補助や支援を行うなど、J A高知病院の産科の存続に向け尽力されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

＊

議発第2号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	杉 本 理
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	芥 藤 喜美子

賛成者	南国市議会議員	西本良平
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	丁野美香
〃	〃	福田佐和子
〃	〃	山本康博
〃	〃	山中良成
〃	〃	西内俊二
〃	〃	西山明彦
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	松下直樹
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助

南国市議会議長 岩松永治様

.....
議発第2号

災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築への支援を求める意見書

現在、情報通信技術の進歩とそれに伴う様々なサービスの拡大により、私たちはいつでもどこでも情報を入手したり、発信したりすることができるようになっている。そのため、インターネット上には膨大な情報やデータが流通しているが、その中には、事実とは異なる偽情報や誤情報が流されることもあり、適切な対処が必要である。

特に、災害発生時における情報は、多くの人々の命に直結する重要な物であり、現在、必死の復旧と復興を進めている能登半島地震においても、多くの偽情報が発信され、現場は大変に混乱したとされ、具体的には、救援を求める情報を受けて現場に行っても誰もいなかったというケースも多々あったと聞いている。また、被災地の状況を知らせる画像情報においても、現場の実態とは全く違う合成されたと思われる画像も拡散されていた。

いつどこで発生するか分からない災害に対して、特に発災直後は情報が大変に混乱する中で、被災者の命を救うために1分1秒も無駄にはできない。その活動を大きく阻害する偽情報の拡散防止は喫緊の課題である。

よって、政府に対して、災害発生時における信頼性の高い情報連携体制の構築に向けての支援の積極的な推進を求める。

記

1. 情報発信者や情報発信機器の事前登録等により、情報の信頼性を担保し、現場からの正確な情報を収集し活用する情報連携環境を整備すること。
2. IoTセンサーやドローンを活用して、リアルタイムでの国と地方自治体の災害情報共有体制を整備すると同時に、適切な情報分析と迅速な対策を促す気象防災アドバイザーの自治体への配置を支援すること。
3. 正確な情報を発信する公的情報サイトや政府認定のアプリケーション等、国民への普及を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
デ ジ タ ル 大 臣	河 野 太 郎 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様

＊

議発第3号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	杉 本 理
	〃	前 田 学 浩

賛成者	南国市議会議員	植 田 豊
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 中 良 成
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第3号

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して、難聴の方も年々増加している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、また難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、その後社会的に孤立する可能性も懸念される。

この難聴対策として補聴器が知られているが、一般的に「補聴器」と呼ばれているものは、収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」である。一方で様々な原因で外耳道が閉鎖している方には、骨導聴力を活用する「骨導補聴器」が用いられてきた。

近年、これらの2種類の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新し

い技術を用いたイヤホンが開発された。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対しての新たな選択肢となった。

このように、様々な難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、政府に対して、我が国のさらなる高齢化の進展を踏まえて、認知症の予防とともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

記

1. 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
2. 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として聴覚補助機器等の配備を推進すること。
3. 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場の創設等、補聴器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
共 生 社 会 担 当 大 臣	加 藤 鮎 子 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様

＊

議発第4号

訪問介護事業所への支援を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	有 沢 芳 郎
	〃	前 田 学 浩
	〃	丁 野 美 香

賛成者	南国市議会議員	西本良平
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	植田豊
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	松下直樹
〃	〃	杉本理
〃	〃	斉藤正和
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	西山明彦
〃	〃	西内俊二
〃	〃	山中良成
〃	〃	山本康博
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	今西忠良
〃	〃	松本信之助

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第4号

訪問介護事業所への支援を求める意見書

2024年度改定の介護報酬は、介護サービス全体で1.59%増となりましたが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなりました。

基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことにあります。しかし、本市のような地方の訪問介護の現状は、中山間地域に暮らす要介護者も少なくなく、サービスを提供している事業所は効率的な経営は難しく、経営実態は調査結果とかけ離れており経営的に大変厳しい状況にあります。

厚生労働省の調査でも、訪問介護事業所の36.1%は赤字になっており、基本報酬を減らせば撤退する事業所がさらに広がるのが懸念されます。

訪問介護は、利用者の自宅で一人一人の生活を総合的、継続的に支える介護保険の重要なサービスです。しかし、今、ホームヘルパーの高齢化と人手不足も危機的状況です。2022年度の有効求人倍率は15倍を超えており、本市においても職員確保は大きな課題となっています。

こうした訪問介護を取り巻く厳しい状況の中で、今回の基本報酬引下げにより、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねず、誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる「地域包括ケアシステム」の実現を目指していく国の方針に乖離するものと懸念します。

そういうことにならないためにも、地方における訪問介護事業所の経営安定は地域社会に必要不可欠だと考えます。

よって、国におかれては、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう要望します。

記

1. このたびの訪問介護基本報酬引下げの地方における影響を慎重に見極め、必要に応じて事業継続への支援を行うこと。
2. 都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
厚 生 労 働 大 臣	武 見 敬 三 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様

＊

議発第5号

マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証の存続を
求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	今 西 忠 良
賛成者	〃	前 田 学 浩
〃	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	斉 藤 正 和
〃	〃	溝 渕 正 晃
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	西 内 俊 二
〃	〃	山 本 康 博
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第5号

マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証の存続を
求める意見書

マイナンバーカードに健康保険証機能を組み込んだ「マイナ保険証」の普及のため、2024年12月2
日に現行の健康保険証を廃止することが決まりました。

マイナンバーカードをめぐる問題は続出しています。とりわけ「マイナ保険証」に関しては、

窓口で無効と判断されて医療費の10割が請求された事例や他人の情報がカードにひもづけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しています。

さらに被保険者や医療現場からも懸念の声が上がるなど、国民の不安も解消されないままに廃止が決定され、国民皆保険制度の根幹が揺らごうとしています。

今必要とされることは、何ら不都合なく使えている健康保険証を存続させて、現行保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原点に立ち返るために政府の冷静な判断が求められています。

記

1. マイナンバーカードと一体化されたマイナ保険証の取得は、申請による任意の判断のみに基づくとの原則を明確にすること。
2. マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証を存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
デ ジ タ ル 大 臣	河 野 太 郎 様

＊

議発第6号

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める
意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	神 崎 隆 代
賛成者	〃	前 田 学 浩
	〃	植 田 豊

賛成者	南国市議会議員	齊藤喜美子
〃	〃	西本良平
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	丁野美香
〃	〃	山本康博
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西内俊二
〃	〃	山中良成
〃	〃	齊藤正和
〃	〃	溝渕正晃
〃	〃	松下直樹

南国市議会議長 岩松永治様

.....

議発第6号

下水道の維持管理・更新におけるウォーターPPP導入に向けての丁寧な対応を求める
意見書

公共インフラの適切な維持管理や更新は、地域住民の日常生活の安全と安心のために大変に重要な課題である。地方公共団体が整備や維持管理を進めてきた下水道は、1990年代に建設されたものが多く、下水道管の耐用年数をおよそ35年と仮定すると2025年頃から大量に更新時期を迎えることが予想される。

この地方公共団体の下水道事業においては、この施設の老朽化に加えて、人口減少による使用料収入の大幅な減少、職員数の減少による管理や運営状況の悪化に対し、広域化やDXをはじめとする効果的・効率的な取組が求められている。

政府は、更新時期を迎える公共インフラの適切な維持管理や更新のために、PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）を策定し、公共施設等運営事業へ移行する方針を示した。下水道においては、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指して、官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式（ウォーターPPP）を導入することとした。

さらに政府は、社会資本整備総合交付金等の交付要件について、「汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」とした。

この下水道事業では、PPP/PFIの導入が、政令指定都市をはじめ、人口20万人以上の大規模地方公共団体で進んでいるが、中小規模の地方公共団体では進んでいないのが現実である。その原因の一つに、PPP/PFI手法は、仕組みが複雑で検討も多岐にわたるため、中小規模の地方公共団体にはノウハウが少なく、施設等の規模も小さく事業規模が大きくなりにくいこと等がある。

よって、政府に対して、地方公共団体が民間との連携の下で、安定的かつ持続的に下水道施設を機能させることができるよう、公共施設等運営事業への段階的な移行を目指してのウォーターPPPの導入について、下記の事項について特段の配慮を求める。

記

1. 地方公共団体への導入支援において、職員向けのガイドラインだけではなく、中小規模の地方公共団体に寄り添う形で、相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
2. 社会資本整備総合交付金の交付について、「汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する」との政府の方針について、地方公共団体の取組状況に応じて弾力的な対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

国 土 交 通 大 臣 齊 藤 鉄 夫 様
内閣府特命担当大臣（地方創生） 自 見 は な こ 様

＊

議発第7号

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	松 下 直 樹
賛成者	〃	前 田 学 浩
	〃	植 田 豊
	〃	斉 藤 喜美子
	〃	西 本 良 平
	〃	有 沢 芳 郎
	〃	岡 崎 純 男
	〃	丁 野 美 香
	〃	神 崎 隆 代
	〃	溝 渕 正 晃
	〃	斉 藤 正 和
	〃	土 居 恒 夫
	〃	山 中 良 成
	〃	西 内 俊 二
	〃	山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....

議発第7号

地域における「こども誰でも通園制度」の制度拡充等を求める意見書

「こども誰でも通園制度」は、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に向けて、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度である。

具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、令和7年度には法制度化し、令和8年度には法律に基づく新たな給付制度として全自治体で実施すべく、令和5年度から各地で試行的な事業が行われている。

地域の実情に合わせた速やかな制度の導入に加え、育児と多様な働き方やライフスタイルの両立の

推進のために、政府に対して、以下の事項についての特段の取組を求める。

記

1. 実施事業所が不足する地域では、十分な受入先を確保するための施策を講じること

試行的事業の職員配置や設備基準は、認可保育所並みの水準となっているが、認可保育所等の実施事業所が不足している地域においては、制度の導入推進を図るためにも職員配置や設備基準を満たすための財政的措置を含む支援策を講じること。

2. 自治体によって一人当たりの利用時間の上限を増やせるようにすること

試行的事業では、補助基準上の一人当たり利用時間の上限は10時間としているが、それぞれの自治体における乳幼児数や地理的特性によって、利用時間のニーズにばらつきが生じることが想定される。こうした中、全国の市町村で実施する給付制度とすることを前提としながら、自治体によって地域差が生じることについてどのように考えるのか、といった論点も含め、利用時間の在り方について検討すること。

3. 障害児や医療的ケア児を受け入れられるようにすること

障害児や医療的ケア児とその家族を支援する観点や保護者の事情により通園ができない乳幼児についても家庭とは異なる経験や家族以外と関わる機会を創出する観点から、こども誰でも通園制度においても障害児や医療的ケア児の受入れを認めること。

4. 重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること

こども誰でも通園制度を地域資源の一つとして整備し、こども誰でも通園制度と合わせて、地域に多様な子育て支援サービスを整え、潜在的待機児童の解消も視野に入れた重層的な見守り機能が発揮されるような制度設計とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

内閣府特命担当大臣（子ども政策、少子化対策）

加 藤 鮎 子 様

財 務 大 臣

鈴 木 俊 一 様

＊

議発第8号

ガソリン価格の軽減と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信之助
〃	〃	福 田 佐和子
〃	〃	山 本 康 博

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

.....
議発第8号

ガソリン価格の軽減と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書

住民生活や生産活動に不可欠なガソリン価格が高騰したままになっています。その影響は、家計はもとより農林漁業、運輸をはじめ、中小零細企業に広く及んでいます。

これに対し政府は、価格高騰抑制のために、石油元売会社に補助金を出すなど対策を打ち出していますが、激変緩和措置であるため値下げの効果はありません。

ガソリン価格の大まかな内訳は、「原油代」「税金」「精製・物流コスト」「販売店の利益」となっており、まずは税金の軽減によるガソリン代の抑制が必要ではないでしょうか。

また、中山間地域ではガソリンスタンドの減少が進んできています。ガソリンスタンドなどの地域インフラがなくなることは、中山間地域のさらなる衰退を招くと同時に、災害時の備蓄の面でも不安になります。

よって、国及び県におかれては、この機会に高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドが継続できる対策を講じるように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
農 林 水 産 大 臣	坂 本 哲 志 様
経 済 産 業 大 臣	齋 藤 健 様
国 土 交 通 大 臣	斉 藤 鉄 夫 様
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 様
経 済 再 生 担 当 大 臣	新 藤 義 孝 様
高 知 県 知 事	濱 田 省 司 様

＊

議発第9号

原発再稼働は中止し、原発ゼロの決断を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐 和 子
賛成者	〃	西 山 明 彦
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	松 本 信 之 助
〃	〃	杉 本 理

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議発第9号

原発再稼働は中止し、原発ゼロの決断を求める意見書

福島原発事故から13年たちました。しかし、今もなお放射性物質による環境汚染は続いており、帰還困難な地域があります。

今年1月の能登半島地震によって、志賀原発の30キロ圏の通行止めは16路線30か所に及びました。震度5強の揺れに襲われた志賀原発は、変圧器の損傷、2万リットル以上の油漏れ、外部損傷などのトラブルが続出しました。今回より強い地震で原発が稼働していれば、福島原発事故のような過酷な事故の可能性は否定できません。

新潟大学名誉教授の立石雅昭氏は、地震は原発の最大のリスクと強調し、「巨大地震が集中する日本に原発があることが世界的に異常だ」と指摘しました。

また、元東芝原発設計技術者の後藤政志氏は、大規模な地割れや地盤の変異、隆起・沈降が起きた場合に原発に何が起こるか保証できないとして「原発はやめるべきだ」と強調しました。

四国最西端の細長い佐田岬半島の付け根に伊方原発があります。傾斜地が多く、南海トラフ巨大地震など大規模災害では、港に船が着けず、大分県などに逃れることもできません。伊方原発から同心円に距離を書き込んだ図を見れば、高知市はぎりぎり100キロメートル、150キロメートルで、すっぽり入ります。重大な事故が起こったときは、風向きにもよりますが、本市を含め県内全ての土地が汚染されます。

4月17日夜の豊後水道を震源とするマグニチュード6.6の地震では、宿毛市で最大震度6弱を観測し、大きな被害をもたらし、住民の不安は続いています。地震・津波などの自然災害と原発事故が同時に起きる原発震災となれば、複合災害による甚大な被害は免れません。

よって、国におかれては、国民の命と暮らしを守るために、原発再稼働は中止し、原発ゼロの決断を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福 志 郎 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
経 済 産 業 大 臣	齋 藤 健 様

環 境 大 臣 伊 藤 信 太 郎 様
内 閣 官 房 長 官 林 芳 正 様

＊

議発第10号

特定利用港湾の受入れ撤回を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和6年6月27日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	今 西 忠 良
	〃	松 本 信之助
	〃	福 田 佐和子

南国市議会議長 岩 松 永 治 様

議発第10号

特定利用港湾の受入れ撤回を求める意見書

政府は4月1日、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を開き、高知港・須崎港・宿毛湾港を含む全国16か所を「特定利用空港・港湾」に指定しました。これに先立つ3月22日、濱田高知県知事は特定利用港湾の受入れを早々に表明しました。しかし、選定された全国38か所のうち、福井・熊本・鹿児島・沖縄の4県22施設は「判断材料がそろっていない」「かえって緊張を高める」などの理由で、受入れを見送りました。県民への十分な説明や県議会での慎重な審議を経ずに受入れを表明することは拙速と考えます。

政府は「武力攻撃事態のような有事の利用を対象とするものではない」と説明していますが、米軍を後方支援する「重要影響事態」は平時として扱うことになっており、「有事」の定義は曖昧なままです。また、自衛隊艦船の寄港や武器弾薬の輸送訓練なども実施される見込みですが、日常的な危険はないか危惧されるところです。

よって、県におかれては、特定利用港湾の受入れを一旦撤回し、改めて県民への十分な説明と県議

会における慎重審議を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月27日

南 国 市 議 会

高 知 県 知 事 濱 田 省 司 様

高 知 県 土 木 部 長 荻 野 宏 之 様

高 知 県 危 機 管 理 部 長 三 浦 謙 一 様

—*—

○議長（岩松永治） お諮りいたします。この際、以上10件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—*—

○議長（岩松永治） この際、議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—*—

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

次に、議発第5号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたし

たいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。11番神崎隆代議員。

〔11番 神崎隆代議員登壇〕

○11番（神崎隆代） 公明党の神崎隆代です。

議発第5号マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証の存続を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論を行います。

提出されている意見書にあるように、政府が進めるマイナ保険証については、他人の情報がカードにひもづけられたケースなどが発生し、政府には再発の防止を強く求めるものでありますが、この誤りが直ちに国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題であるとは言えないと考えます。また、健康保険証の廃止後も不安があり、マイナ保険証を持たない場合は資格確認証で受診できることとなっており、従来どおり各人の不安が払拭されるまで保険適用の受診が可能となっていることから、国民皆保険制度の根幹が揺らぐことにはならないと考えます。

そもそも、マイナンバーカードを保険証として利用するメリットは、医療機関での受付がスムーズになること、窓口での限度額以上の支払いが不要となること、就職、転職など、引っ越しによる保険証の更新が不要となること、マイナポータルから過去の診察情報を閲覧できること、税の確定申告の際、医療費控除が自動化することなどが挙げられます。これらの事務手続の簡素化は、マイナ保険証を利用する側にとってはもちろんのこと、医療提供者、また行政にとりましても、これからの人口減少社会においてさらに進めていかなければならないDX、デジタルトランスフォーメーションへの取組につながるものであると考えます。

また、マイナンバーカード自体は、税や社会保障の負担を不当に免れることや不正受給の防止に活用できるほか、本当に困っている方へのきめ細かな支援が可能となる公平、公正な社会実現のための基盤となる重要なものであり、提出された意見書には賛成できません。

以上、公明党の反対討論といたします。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。8番杉本理議員。

〔8番 杉本 理議員登壇〕

○8番（杉本 理） 日本共産党南国市議団の杉本理です。

ただいま議題となっております議発第5号マイナ保険証に対する国民の不安が払拭されるまでは、現行健康保険証の存続を求める意見書について、賛成討論を行います。

通告はしておりませんでしたけれども、今神崎議員の反対討論を聞きまして、私は賛成のほうの討論を行おうかなと思ひまして、急ではありますが、この場に立たせていただきました。

マイナンバーカードについては、様々な懸念や慎重意見が相次いでおり、私たち南国市議会においても少なくない議員が執行部に対していろいろと話をさせていただいております。とりわけ保険証へのひもづけについては、国家公務員の皆さんですら数%しか進んでいない現状は、同僚議員の皆さんはどう感じられてますでしょうか。また、様々なメリットを今述べられましたけれども、他人と間違われるという致命的な欠点、デメリットはまだ解消もされておらず、様々なニュースで多々報じられているところであります。私自身は、マイナンバーのシステムそのものをやめるべきとは考えておりますけれども、市民生活への影響を考えたときに、せめて今回要請するこの2つの要請項目を国に求めることが必要ではないでしょうか。

以上をもちまして簡単ではありますが、議発第5号の賛成討論といたします。同僚議員の御賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩松永治） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第6号から議発第10号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました5件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩松永治） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（岩松永治） これより採決に入ります。

まず、議発第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立多数であります。よって、議発第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第8号は否決されました。

次に、議発第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第9号は否決されました。

次に、議発第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（岩松永治） 起立少数であります。よって、議発第10号は否決されました。

—————*—————

○議長（岩松永治） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第435回南国市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時27分 閉会